

標準仕様書案(外部帳票)03_軽自動車税(種別割)

※黒字:必須、青字:オプション、緑字:要検討、赤字:変更箇所
 ※追記箇所は赤字で表記 ※機能要件の全国照会様式で項番の変更があったものについて、()内で機能WT④議事時点での項番を記載

帳票No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	帳票仕様		機能要件との対応 No.	分科会での論点	事務局方針案(事前照会時)		WT①_当日議用		帳票要件について	WT①_議事概要		要件の修正対象	項目検討の有無	WT③最終化に向けた調整方針案	
			出力方式	用紙			項目検討	補足事項	出力方式	用紙		項目について	調整方針案				
1	納税通知書(納付書払い)	納付書払い対象の納税義務者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文書	個別/一括	専用紙	4.1.1.	【確認事項】 納付書の様式については収納側で定義を行う方針が良いか。	あり	項目の検討は納税通知書部分のみを対象とする想定。	◆検討方針 ①納付書の様式については、収納側での整理とし、本WTでは納税通知書部分のみ項目検討を進める。 ◆確認点 ①バーコードについて詳細を確認したい。カスタマーバーコードの認識で相違ないか。(E市)	個別/一括 専用紙	確認点①:カスタマーバーコードを指す。(E市) 一項目検討に上がっている通り必須項目として定義を行う。(総務省)	10.排気量・課税根拠としては車種のみで十分であるため、不要とする整理で問題ないことを確認した。(総務省) 11.相当年度・賦課年度として記載する。(総務省) 19.注釈:注意事項として整理する。(総務省) 23.振替振込請求書→一体型帳票として記載は残す方が、収納WTの検討を踏まえて必要な対応を行う。(総務省) 25.その他説明文:コメントの内容から29~32の法定項目であると見受けられるため、29~32に包有して定義したいと考えている。(総務省) →了解した。(C市) 26.コンビニ取り扱い期限:納付書に印字される項目となると考えている。収納WTの検討状況として、納付書のコンビニ払いの対応を必須として進める方針となっている認識のため、収納WT側での議論に寄せるような対応で問題ないか。(総務省) 27.原簿:収納側の検討内容となるが、納付書などと同様に項目対比較表上には一体型帳票として記載を行い、各帳票の内容については収納WTの検討に寄せる方針とする。(総務省) 29~32:法定項目だが、プレプリントでも問題ないものと考えられるため、「プレプリント可」として整理を行う。	項目対比較	あり	①(D市):収納WTの検討範囲が不明だが、納税通知書部分で軽WTの検討範囲という認識で相違ないか。 ②(C市):項目対比較No.26 コンビニ取扱期限については共有したいと考えている。 ③:コンビニ取り扱い期限について、納付書側ではなく納税通知書側に印字する必要性について確認させていただきたい。 ④:以下の方針案の通り、軽自管理番号を別途記載する対応としたい。 ⑤(D市):項目対比較No.4 通知書番号について、番号は機能要件1.1.1の軽自管理番号(課税事務のためのユニークな管理番号)の認識で良いか。 ⑥(H市):項目対比較に納税義務者管理番号も必要。 ⑦(I市):項目対比較No.25.その他説明文の中に減免についても記載する方針と認識しているが、相違ないか。 ④:「納税義務者管理番号」=「納税義務者の宛名番号」と認識しているが、利用目的を確認させていただきたい。 ⑤:項目No.25の「その他説明文」を復活する。「その他説明文」の印字内容として減免に関する記載以外に想定されるものはあるか。なければ、項目名を「減免に関する説明文」と特定することとする。		
4	納税通知書(口座振替)	口座振替対象の納税義務者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文書 なお、複数車両を所有している対象者には名寄せして印字を行う	個別/一括	専用紙・圧着はがき	4.1.1.	【確認事項】 複数車両所有者の名寄せ印字について、帳票概要の記載内容で問題ないか。	あり	◆検討方針 ①複数車両の名寄せ印字については、帳票概要記載の通りの定義とする。	個別/一括 専用紙・圧着はがき	定義の記載の通りで問題ないことを確認した。	11.排気量:不要として整理 13.相当年度:当市では、過年度分の口座振替は該当がある。(C市) 一口座振替については年1回のため、随時分については実施していない。(E市) →「賦課年度」と記載は見直す方が、実施していない市でも課税年度と同様のものが印字されると考えているため、必須項目として良いか。(総務省) →問題ない。(E市、H市) 19.口座番号:後半3字がアスタリスクとなる。(H市) →前半4字がアスタリスクとなっている。(D市) →すべての対象者に対して、何らかの形でアスタリスク表記がされていれば問題ないようであるため、備考欄に記載するなどして仕様書内で示したい。(総務省) 20.口座名義人:当市では納通に本人の名前が載っているため、別途に口座名義人の表記がされていないが、記載があっても支障はない。(I市) →送付先と異なる口座名義人の事例があるため、口座名義人の名前が印字されていた方が良い。(H市) →現行印字していない団体でも、印字されること自体には支障がないため、必須項目として整理を進めたい。(総務省) 22.振替対象台数:オプションとして整理する。(総務省) 28.納税組合:オプションとして整理する。(総務省) 30.整理番号:24確認番号に統合 32.合計納税額:15税額は車両ごとである旨追記する。(総務省) 33.34.問題なし。(必須項目で記載する)	項目対比較	あり	①(C市):項目対比較No.13 賦課年度について、必須項目と認識しているが相違ないか。 ②(C市):項目対比較No.19.口座番号について、「備考欄に記載する」とは、納税通知書内に新たに備考欄を設けて記載するということがか。 ③(H市):帳票項目対比較No.24.確認番号について、納税義務者と税別、期別の特定であれば通知書番号でも可能ではないか。 ※その他、帳票No.1での確認に包有			
7	納付書(米車車両)	日米地協定の実施に伴う地方税法の臨時特別に関する法律に基づく駐留米軍軍人等の徴収を行う際用いる英語表記に対応した納付書			9.2.2.	【確認事項】 その他の納付書と同様に最終的には収納側での定義体のみとして整理する方針が良いか。	あり	◆検討方針 ①利用団体が構成員の中にいないため、項目検討を含め、利用団体へ個別に照会を行う進める方針で考えている。		別途利用団体へ照会予定			修正なし	なし	各団体認識相違なし	※機能WTの検討に合わせオプションとして整理。	
8	課税明細	複数車両の所有者へ車両ごとに課税根拠となる車両情報及び税額などの明細を記載した帳票	一括	汎用紙		【確認事項】 基本的には車両を複数所有している法人向けと思われるが、業務運用上の必要性について確認したい。	なし	以下の点から納税義務者にとって項目が統一である必要性は低いと考えている。 ・法定通知ではなく、実施有無が団体によって異なる状況と推察される ・帳票概要記載の通りの実装がされていれば問題ないと考えられる	一括	汎用紙	オプションとして定義する方針で問題ないことを確認した。		帳票一覧(類型)	なし	各団体認識相違なし		
9	課税通知書	軽年重課区分の対象となった車両の納税義務者に対し、当該車両における軽年重課区分が適用され、税額が変更になる旨を通知する文書				【確認事項】 該当年度より重課区分が適用される車両の納税義務者に対し何かしらの通知を行っているか。	なし	以下の点から納税義務者にとって項目が統一である必要性は低いと考えている。 ・法定通知ではなく、実施有無が団体によって異なる状況と推察される ・帳票概要記載の通りの実装がされていれば問題ないと考えられる			納税通知書の「30.根拠法令」で重課税が適用される根拠を記載すれば問題なく、こちらの通知書は削除する方針として問題ないことを確認した。		削除	なし	各団体認識相違なし	※削除	
10	減免申請書(汎用)	減免の申請を行うための様式	一括/個別	汎用紙	3.2.4. (3.2.3.)			[P]各団体で条例で定めることが規定されている様式については、現在方針を検討中のため保留とさせていただきます	一括/個別	汎用紙	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。		修正なし	なし	①(D市):様式の記載内容は保留の認識で良いか。 ①:全体の方針を踏まえ、地方税法に基づき、条例により自治体ごとに事務を行っているものであるため、項目検討の対象とする。※減免決定通知書も同様		
11	減免申請書(身障者用)	障がい減免の申請を行うための様式	一括/個別	汎用紙	3.2.4. (3.2.3.)	【確認事項】 各団体で定める様式において、障害等級や手帳情報を入力する欄があると想定しているが相違ないか。		[P]各団体で条例で定めることが規定されている様式については、現在方針を検討中のため保留とさせていただきます	一括/個別	汎用紙	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。		修正なし	なし	各団体認識相違なし		
13	減免決定通知書(汎用)	減免の申請者に対し減免を行うことが決定した旨を通知する文書	一括/個別	専用紙	4.2.1.			[P]各団体で条例で定めることが規定されている様式については、現在方針を検討中のため保留とさせていただきます	一括/個別	専用紙	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。		修正なし	なし	①(D市):現行の1種類の運用であるため、汎用と身障者用で減免決定通知書に分ける必要はないと考えている。 ①:帳票No14の身障者用の減免決定通知書と分ける必要はあるか。なければ、統合する方向としたい。 ※申請書についても分ける必要はないか。		

帳票No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	帳票仕様		機能要件との対応No.	分科会での論点	事務局方針案(事前照会時)		WT①_当日議論用		WT②_議事概要			WT③_最終化に向けた調整方針案			
			出力方式	用紙			項目検討	補足事項	検討方針・確認点	帳票仕様		帳票要件について	項目について	要件の修正対象	項目検討の有無	構成員意見概要	調整方針案
										出力方式	用紙						
14	減免決定通知書(身障者用)	障がい減免の申請者に対し減免を行うことが決定した旨を通知する文書	一括/個別	専用紙	4.2.1.			[P]各団体が条例で定めることが規定されている様式については、現在方針を検討中のため保留とさせていただきます。	同上	一括/個別	専用紙	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。		修正なし	なし	※同上	
15	課税取消通知書	課税取消の対象となった車両の納税義務者に対し、取消事由や取消税額等を通知する文書	個別/一括	汎用紙/専用紙		【確認事項】 課税取消の対象者について各団体が様式を用意して通知を行っているか。	なし	以下の点から納税義務者にとって項目が統一である必要性は低いと考えている。 ・法定通知ではなく、実態有無が団体によって異なる状況と推察される ・帳票概要記載の通りの実装がされていなければ問題ないと考えられる	◆確認点 ①更正決定通知に含めているケースも想定されるため、オプション帳票とする方針で問題ないか。	個別/一括	汎用紙/専用紙	オプションとして定義する方針で問題ないことを確認した。		修正なし	なし	各団体認識相違なし	
16	課税免除決定通知書	課税免除の対象となった車両の納税義務者に対し、課税免除が決定した旨を通知する文書	個別/一括	汎用紙/専用紙		【確認事項】 課税免除が決定した対象者について各団体が様式を用意して通知を行っているか。	なし	以下の点から納税義務者にとって項目が統一である必要性は低いと考えている。 ・法定通知ではなく、実態有無が団体によって異なる状況と推察される ・帳票概要記載の通りの実装がされていなければ問題ないと考えられる	◆検討方針 ①構成員回答よりオプションとする方針	個別/一括	汎用紙/専用紙	オプションとして定義する方針で問題ないことを確認した。		修正なし	なし	各団体認識相違なし	
17	更正決定通知書	対象者に対し更正(税額変更)がある旨を通知する文書	個別/一括	汎用紙/専用紙	4.2.3.		あり		◆検討方針 ①必須帳票として現在の記載の通り定義を行う。	個別/一括	専用紙	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。	4.カスタマーバーコード:大量印刷ではないため、現状印刷していない。(I市) →業務的な可否ではなく純粋に機能の問題かと思われる。必須でよいと考えている。(APPLIC) →問題ないようであれば必須項目として定義を行う。(総務省) 7.8.納税義務者:送付先と異なるケースが想定されるため、必須として整理を行う。(総務省) 13.更正日:当市では更正決定通知を課税決定通知と課税取消通知で代替しているが、根拠となる更正日は必須と考えている。(I市) →基本的には通知日と同様になると考えているが、必須とする整理で進めたい。(総務省) 18.19.登録年月日、廃車年月日:更正事由に含めて記載する方針とし、こちらは削除する。(総務省) 15.17.更正前、差引増減額:更正決定通知であれば記載されて問題ない。(E市) 22.23.26.摘要、注釈、備考:「備考」として統合し、必須項目として定義する。また、更正決定通知書は法定通知書ではないため、教示文や根拠法令等の法定項目の記載は任意で備考に記載するものとして整理する。(総務省) 27~30.金融機関~口座名義人:不要で問題ない。(E市) →不要とする。(総務省)	項目対比較	あり	①(D市):当市では、更正決定通知書を専用紙に印刷しておらず、業務上の手間や用紙の無駄を省くためにも、5「処分庁名」、6「通知書本文」についてもシステム出力されることが望ましいと思う。 ②(I市):項目No.13.更正日は、更正決定を行った日ではなく、更正の根拠となる事由の発生した日付という認識でいたが相違ないか?もしそうではなく、単純に更正日→更正の決定をした日という認識であれば、現状、当市では通知日しか印刷していない。	①:ご意見を踏まえ、当該項目をシステム出力対象とする整理で考えている。 ②:ご意見を踏まえ、項目No.14.更正日の表記について、備考欄に「更正の根拠となる事由の発生日」を補足。
18	転出変更通知書(変更手続き)	転出者に対し、登録車両の変更または廃車手続きを促す文書	個別/一括	専用紙	4.2.9. (4.2.8.)		あり		◆検討方針 同上 ◆確認点 ①帳票項目対比較の22(廃車手続き)も同一定義体の帳票として検討を進める方針が良いか。	個別/一括	汎用紙/専用紙	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。 また、確認点①についても問題ないことを確認した。	3.カスタマーバーコード:更正決定通知書と同様に必須とする。(総務省) 12.排気量:オプションで問題ないことを確認した。 15.手続き場所/取扱窓口:プレプリントとなる専用の用紙を用意して印刷することになり管理が煩雑化するため、システム印刷必須とした方が望ましい。(I市) 18.注釈:15と同様に必須項目とする。(総務省) 19.納税義務者:必須とする。(総務省) 20.必須項目として記載する。(総務省) 21.23.24.備考に記載するような項目として整理する。(総務省) 22.発行日:通知日と同じため不要として整理する。(総務省)	項目対比較	あり	①(D市):手続き場所について、車種ごとに「軽四ならば最寄りの軽協」、「二輪小型ならば最寄りの陸運局」、「原付ならば市役所窓口」のようにそれぞれ対応する窓口のみ表示させることは可能か。	①:項目表示の制御機能までは要件化しない考え。(そのため、当該機能の有無は、作り込み次第となると考えられる。)
23	死亡者変更通知書	死亡者に対し、登録車両の変更・廃車手続きを促す文書	個別/一括	汎用紙/専用紙	4.2.9. (4.2.8.)		あり		◆検討方針 同上 ◆確認点 ①廃止を検討している経緯について確認したい。(K市)	個別/一括	汎用紙/専用紙	確認点①:現在は相続人と想定される人宛てにワード作成した文書を送付していた。ただし、相続を放棄していた場合に誤って手続きされてしまうことが懸念されることから送付しない方向で代替方法など検討が進められている。(K市) →何から代替する文書は必要になると考えているため、検討を進める。(総務省) 25.手続きに必要なもの:備考に記載する内容として整理を行う。(総務省)	項目対比較	あり	※同上		
26	廃車申告書兼標識返納書	廃車申告を行う際に利用する様式	個別	汎用紙		【確認事項】 ・廃車申告を行うための様式だが、各自治体で記入様式を用意しているなどシステム出力を行っていないケースはあるか。 ・当該帳票の様式について、窓口の運用などに起因するような市町村独自と思われる項目を用いているか。または用いているケースは想定されるか。	あり	各団体が窓口の運用に起因した項目があるなどで、項目までの標準化を行うと市町村の運用に不都合が生じる場合があれば再度検討を行う。	◆検討方針 ①地方税施行規則第三十四号様式となるため、問題なければ当該様式で定義を行う。	個別	汎用紙	省令様式をコピーして活用できれば問題ないか。(総務省) →市民課で転出する対象者に、システムの情報を印刷した申告書を渡している。市民側の記入負担の軽減になると考えている。(I市) →承知した。システム出力対象帳票として定義を行う。(総務省)	修正なし	あり	各団体認識相違なし		
27	納税義務者変更申告書	自治体扱い(原動機付自転車及び小型特殊自動車)の車両に対して発行し、納税義務者の変更申告書として使用する様式	個別	汎用紙		【確認事項】 ・義務者の変更申告を行うための様式だが、各自治体で記入様式を用意しているなどシステム出力を行っていないケースはあるか。 ・当該帳票の様式について、窓口の運用などに起因するような市町村独自と思われる項目を用いているか。または用いているケースは想定されるか。	あり	各団体が窓口の運用に起因した項目があるなどで、項目までの標準化を行うと市町村の運用に不都合が生じる場合があれば再度検討を行う。	◆確認点 ①省令様式では定めていない申告様式になるが、不要であれば要件から削除する整理としたい。	個別	汎用紙	当市では、納税義務者の変更に特化した申告書は用意していない。(I市) →用意はあるが、白紙の様式を渡している。(E市、H市) →システム印刷の必要性はない状況であると見受けられるため、不要の方向で整理する。(総務省)	削除	あり	各団体認識相違なし	※削除	
28	標識交付証明書	軽自動車や125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の納税義務者に対して、自治体から標識の交付を行ったことを証明する文書	個別	専用紙	4.3.1.	【確認事項】 ・標識交付交付証明書の発行は、業務の性質や事業者対応状況を加味して必須帳票と想定しているが、問題ないか。	あり		◆検討方針 ①必須帳票として現在の記載の通り定義を行う。	個別	専用紙	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。 11.型式認定番号:オプションで問題ないことを確認した。 15~18.所有者、使用者:標識交付証明書に印刷する必要性はないため、削除する整理とする。(総務省) 25.市制様式:削除	項目対比較	あり	①(H市):帳票項目対比較No.9.型式について、必須項目としたい。主に小型特殊自動車の場合となるが車台番号が数字の場合も多く、型式の記載がないと車体が特定できない場合がある。型式の記載がないために保険に加入できなかったという問い合わせを受けたことがある。 ②(H市):帳票項目対比較No.10.定置場について、必須項目としたい。住登録住民や市外に所在地のある法人が登録する際に、定置場の記載がないとなぜ本市に登録するのかという根拠が不明となるため。	①:ご意見を踏まえて、必須項目とする方針で進めたい。 ②:ご意見を踏まえて、定置場の印字を必須とする方向で考えたい。(現在記載していない団体でも特に記載されていない想定)	

帳票No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	帳票仕様		機能要件との対応No.	分科会での論点	事務局方針案(事前照会時)		WT①_当日議論用		WT②_議事概要			WT③最終化に向けた調整方針案			
			出力方式	用紙			項目検討	補足事項	検討方針・確認点	帳票仕様		帳票要件について	項目について	要件の修正対象	項目検討の有無	構成員意見概要	調整方針案
										出力方式	用紙						
29	廃車申告受付書(廃車証明書)	廃車時や名義変更時に、廃車に係る事項を証明する申告を受け付けた旨を証明する文書 <u>自賠責保険の解約や変更手続きを行う際にも用いる</u>	個別	専用紙	4.3.2.	【確認事項】 ・廃車申告受付書の発行は、業務の性質や事業者対応状況を加味して必須としているが問題ないか。 ・譲渡証明書を別の帳票としてではなく、廃車申告受付書内で譲渡証明書欄の有無を選択する想定で定義を行う方針が良いか。	あり	譲渡証明書欄を含めて帳票項目の標準化検討を進めることで運用上のメリットがあると想定している。	◆検討方針 ①必須帳票として現在の記載の通り定義を行う。	個別	専用紙	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。	3. 廃車受付印: 印影及び日付はシステムから出力される。(H市、I市) →必須項目として定義する。(総務省) 7. 納税義務者(住所): 車台がどういふ状況であれば良いか分かれよいため、不要と考えている。標識交付証明書と異なる住所の場合は、新しい住所を教えることによる懸念もある。(E市) →特段住所を記載する必要性がないようであれば項目自体は不要として整理する。(総務省) →保険用の場合、住所は保険会社側で必要としているケースが考えられるため、影響がないか調査したいので保留いただきたい。(I市) →承認した。(総務省) 10. 証明書本文: あっても問題ないが、帳票名称から自明であるためなくても問題ないと考えている。(C市) →差し支えなければ他の帳票と同様に項目の記載は定義したいと考えている。また、当該帳票は証明書ではないため、名称は「本文」としたいと考えている。(総務省) 17. 型式認定番号: オプション 21. 市制様式番号: 削除 30. 押印欄: 譲渡証明書欄の項目として譲渡人の押印欄を追記する。(総務省)	帳票一覧/項目対比較表	あり	①(H市): 項目No.18. 型式について オプションではなく必須してほしい。 ②: 住所について、事務処理上メリットがあれば、必須項目として定義する方向で検討したいと考えている。いくつかの団体に確認したところ、現状、住所印字を行っていない場合でも、自賠責保険に関する手続きが行われている状況と認識。 ※定置場については、オプションのままで問題ないという理解で良いか。	①: ご意見を踏まえて、必須項目とする方針で進めたい。 ②: 住所について、事務処理上メリットがあれば、必須項目として定義する方向で検討したいと考えている。いくつかの団体に確認したところ、現状、住所印字を行っていない場合でも、自賠責保険に関する手続きが行われている状況と認識。
30	廃車申告受付書(強制保険用)	自賠責保険の解約や変更手続きを行う際に必要な廃車に係る事項を証明する文書	個別	専用紙	4.3.2.	【確認事項】 ・強制保険用としているが、基本的な項目は廃車証明側と同一で問題ないようであれば、帳票定義体として2種類を記載せずに機能側で強制保険用と2部出力する内容の定義を追加する整理が良いか。	あり	項目は上記のものに包含して検討	◆確認点 ①構成員意見より、廃車申告受付書と同一用紙での出力が望ましいという理解で相違ないか。	個別	専用紙	29. 廃車申告受付書に統合し、強制保険用として必要な要件を帳票概要及び項目対比較表に記載する。	※項目対比較表は29と同様 34. 備考(保険変更用): 自賠責保険解除時に必要な旨を印字しているが、9. 備考と同一のため印字の打ち分けができればよい。(I市) →9に統合する整理とし、保険用の場合にはその旨の印字が必要であることを補記したいと考えている。(総務省)	削除(No.29に統合)	あり	※同上	
31	課税物件異動通知書	他市町村の廃車受付を行った際に該当市へその旨を知らせる文書	個別	汎用紙/専用紙	4.2.4.		あり	機能WTでの検討の通り、自治体間で運用の標準化を進める必要があると考えている。	◆検討方針 ①必須帳票として現在の記載の通り定義を行う。	個別	汎用紙/専用紙	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。	4. 公印: 当市では市長名の場合は公印省略にはならない。(I市) →公印省略の団体でも、公印印字されて問題ないようであれば必須としたい。(総務省) 19~20. 新納税義務者は転入元の団体へ通知する必要があるか。(総務省) →通知先の団体からの問い合わせ時に納税義務者を把握するために利用する必要がある。(I市) →承認した。新納税義務者も印字対象とする整理を進める。(総務省) 19~22. 課税上は納税義務者の把握が必要であることから、28~31の所有者の項目を納税義務者に置き換える方針で検討しているが、問題ないか。(総務省) →旧所有者は、現行印字されているが、旧納税義務者のみとした場合、影響があるかどうか確認したい。(D市) →承認した。(総務省) 29. 摘要: 24. 備考と同様の利用用途であるため、こちらは削除する。(総務省)	項目対比較表	あり	①(D市): 所有者の項目を納税義務者とする件について、業務上特に支障がないと思われるため、納税義務者とする問題ない。 新納税義務者の住所の記載について、転入元の団体に通知する必要はないと思われるかどうか。 新納税義務者には課税権が無いため、当市では登録しない。現状通知されているが活用したことが無いため、活用している団体があれば活用方法を知りたい。	①: 旧所有者についても印字項目から削除し、納税義務者を通知するものとして整理する。 新納税義務者の住所について、活用している団体はあるか、あればその方法を確認させていただきたい。
33	車検用納税証明書	軽自動車税の納税を行ったことを証明する文書	-	-	(4.3.4.)		なし	【P】機能WTの結果を踏まえて検討を進めるが、軽自動車システムからの出力が必要な場合でも収納側で定義されたものと同様の整理とする方針	◆検討方針 ①機能WTを踏まえ、課税業務としては検討対象外とする。	-	-	検討対象外として問題ないことを確認した。		削除	なし	各団体認識相違なし	※削除(収納WT検討事項)
35	記載事項変更証明書	標識番号や車名、型式、排気量、車台番号について、台帳記載事項の変更があったことを証明する文書					なし	以下の点から納税義務者にとって項目が統一である必要性は低いと考えている。 ・法定通知ではなく、実施有無が団体によって異なる状況と推察される ・帳票概要記載の通りの実装がされていなければ問題ないと考えられる	◆検討方針 ①必要性がないようであれば要件から削除する整理で問題ないか。			要件から削除する方針で問題ないことを確認した。		削除	なし	各団体認識相違なし	※削除
36	駐留軍属軍人陸雄車両軽自動車税証紙	日米地協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律に基づく駐留米軍軍属軍人等の証紙徴収を行う際に用いる様式			9.2.2.	【確認事項】 ・機能側と同様に駐留米軍の有無によって自治体で要否に差異が生じる帳票のため、オプション帳票として定義する方針が良いか。		【P】各団体で条例で定めることが規定されている様式については、現在方針を検討中のため保留とさせていただきます	◆検討方針 ①利用団体が構成員の中にいないため、項目検討を含め、利用団体へ個別に照会を行う進める方針で考えている。			別途利用団体へ照会予定		修正なし	なし	各団体認識相違なし	
37	警察用照会事項回答書	警察署からの照会事項への回答様式	個別	汎用紙	6.1.1. 6.1.2.		あり	ある程度汎用的な回答が可能なら必要項目を検討する想定	◆検討方針 ①必須帳票として現在の記載の通り定義を行う。	個別	汎用紙	任意の印字項目を指定して回答できることが望ましい。(I市) →機能要件の6.1.2で印字対象の指定を行うものを定義しているが、そちらの認識を相違ないか。(総務省) →問題ない。(I市)	項目対比較表	あり	①(E市): 任意の印字項目を指定して回答できることであれば問題ないですが、警察からの照会では、生年月日については回答していない。	①: 印字しない対応も可能なため特に問題ないかと考えている。	
38	公安委員会用照会事項回答書	公安委員会からの照会事項への回答様式	個別	汎用紙	6.1.1. 6.1.2.	【確認事項】 警察署への回答書と区別された様式が必要か。	あり	ある程度汎用的な回答が可能なら必要項目を検討する想定	◆検討方針 ①公安委員会から提供される様式を標準仕様として定義したいと考えている。	個別	汎用紙	公安委員会の様式が全国共通かどうかは現在照会中のため、照会結果を踏まえて改めて議論を行う。	修正なし	あり	各団体認識相違なし		